

園長、所長、学校長、保護者、その他関係者の皆様へ！ フッ化物洗口に関するQ&Aです。

# フッ化物洗口は

## 必要？有効？安全？正しい情報は？

**Q1:** フッ化物って、どんな物ですか？

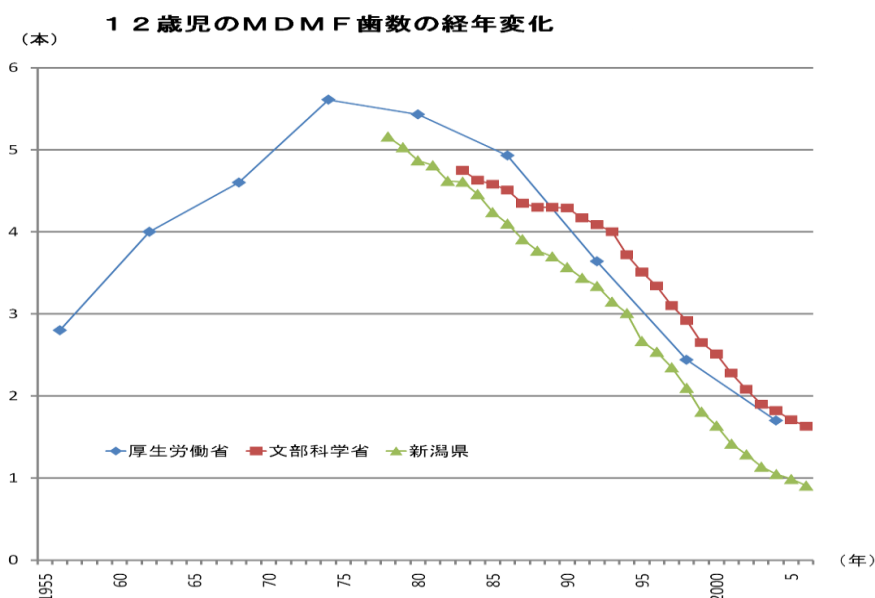
**A1:** フッ化物はフッ素の（無機）化合物の総称で、洗口に用いられるフッ化物はフッ化ナトリウムです。フッ素は自然界、特に地殻中に多く存在しますが、ほとんどは安定な蛍石（フッ化カルシウム）など岩石の中に存在しています。火山地帯で高熱と酸性条件下で、猛毒なフッ化水素ガスになり、いろいろな元素や物質と結合して、有毒な物質を形成します。その一つがフッ化ナトリウムで、今でも海外ではゴキブリ退治薬、殺鼠剤として使われており、劇薬です。

**Q2:** フッ化物洗口はむし歯予防にどうしてもやらなくてはならないことですか？

**A2:** 日本では子供のむし歯は昭和50年頃をピークに順調に減少し、現在、治療済みのむし歯を含めて数えても12歳児で平均2本以下です。フッ化物洗口が普及している新潟県では一人1本以下になり、それがフッ化物洗口の効果であるかのように言われていますが、フッ化物洗口を殆どしていない広島県や東京都でもむし歯の減少程度は新潟県とほぼ同じです。

むし歯減少は歯科検診や学校における歯科保健指導などによる保護者や子供のむし歯予防への意識向上によるものと考えられます。

むし歯が減った今になってなぜ、上記のような薬物を口に入れて口すすぎをしなくてはならないのでしょうか。たとえ多少の効果があったとしても、必要性が低く、危険性が高い衛生事業と考えざるを得ません。



**Q3:** その効果ですが、むし歯予防に有効性が高いと聞いたのですが？

**A3:** 厚生労働省の手引き（マニュアル）には30～80%のむし歯予防効果があると書いてあります。しかし世界中からフッ化物洗口の効果を調べた論文をすべて集めて、論文の信憑性とその効果を検証した報告が出て、「歯磨きをしていればフッ化物洗口の効果は7%で、それも統計的に意味のあるものではない」という結論です。驚くべきは、日本の論文のレベルは低いとしてそれに1編も採用されなかったことです。

むし歯保有率がワースト〇位などと順位を付けて言われる時、平均との差は1本未満です。その零点何本のために、薄めるとはいえ、ガラスを溶かしたり、ゴキブリを殺したりするような薬物を子供の口に入れることは危険で、しかも有効性はほとんどないのです。

**Q4:** 危険性とか有害性ってどんなことですか？

**A4:** まず急性中毒のことですが、事業を推進している学者たちは、洗口における誤飲で急性中毒は起こらないと言い、その根拠として一つだけ論文を引用しています。しかしその論文は何と100年以

上前のものです。我々は年齢や体重が少ないほど、また洗口液が濃い（週1回法、フッ素が915ppm）時、子供が空腹である時ほど、誤飲で急性中毒が起こる可能性が高いと考えています。しかも中毒が起こった場合の責任の所在も明確ではありません。中毒センターのある筑波大学の内藤浩史名誉教授は「中毒百科：事例・病態・治療」という著書の中で、「体重10kgの小児が（洗口剤・ミラノール）1包（1g）を飲むと中毒を起こす」と記しています。

**症状は、「よだれ・気持ちが悪い → 嘔吐、腹痛・下痢 → けいれん、不整脈」です。**

**Q5:** 洗口を何年もして、慢性の有害作用は起こらないのですか？

**A5:** WHOは「6歳未満の子供にはフッ化物洗口は禁忌」としています。しかし事業を推進する学者たちは、日本では、水道水にフッ化物を添加（0.8~1 ppm）しておらず、他のフッ素応用が少ないので、この事項はあてはまらないと言っています。しかしその後、日本では練り歯磨きへのフッ化物添加（1,000ppm）が進み、食品からのフッ素摂取に加え、フッ化物洗口や他のフッ素を含む歯科衛生材料の応用が加わると慢性中毒の現れとして、斑状歯が出る危険性があります。子供に生え始めた永久歯が着色してびっぴりしたという母親の声がポツポツと日本で現れています。

**Q6:** その斑状歯って何ですか？

**A6:** 右は斑状歯の写真です。もっと重度のものは中国やインドで井戸水のフッ素濃度が高い地方で見られます。歯に茶色の模様や窪みができ、もろくなります。



**Q7:** 斑状歯の他にどんな有害性があるのですか？

**A7:** 体に入ったフッ素は主に歯と骨に蓄積します。小児期のフッ素の過剰摂取が**骨肉腫**という骨の悪性腫瘍を起こすことは米国の疫学調査や動物実験、骨肉腫の子供のフッ素摂取歴から、繰り返しその危険性が報告されてきました。フッ化物洗口を実施したら、その効果と共に、斑状歯の発生がないか、他に骨肉腫や骨折が増えないかなど、実施する厚生労働省なり、地方自治体は、予断のない客観的な追跡調査をするべきです。

**Q8:** 保育教育施設でフッ化物洗口を始める前の情報提供について、どう考えますか？

**A8:** 現在、フッ化物洗口は保育所や幼稚園、小学校のモデル校などで、実施が広がっています。その際、ここに書いたような情報を全く伝えないで、保護者の同意を取っています。これはいわゆる「インフォームド・コンセント」に反し、子供と保護者の人権を踏みにじる行為です。



1997年には、アメリカ食品医薬局（FDA）がフッ素入り練り歯磨きに「警告」文の義務付けをしました。「毒」という見出しと「6歳以下の子どもの手の届かないところに」「誤飲したときは受診または中毒コントロールセンターへ連絡を」と書かれています。

（詳しくは本年6月12日に宮城県議会の議員さんたちにお送りした文書や薬害オンブズパーソン会議が出した文書などがホームページにあります。また是非、事業を推進している歯科医や県・厚生労働省の担当者、日本口腔衛生学会の先生方の見解もお聞きになり、ご判断下さい。）

2009年8月25日「子どもを有害化学物質から守る会みやぎ」  
代表 医師 加藤純二（薬害オンブズパーソン会議・タイアップ仙台）  
問い合わせ先 Tel. 022-235-8876 E-mail: m\_kato\_clinic@ybb.ne.jp  
ホームページ: [http://www.geocities.jp/m\\_kato\\_clinic/](http://www.geocities.jp/m_kato_clinic/)

